

○浜中町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和2年3月31日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「任命権者」とは、法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。

(勤務時間)

第3条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の勤務時間（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(年次有給休暇)

第4条 任命権者は、任期の定めが6月を超える会計年度任用職員に対して、1の年ごとに、1週間の勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては別表第1の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の年次有給休暇を与えるものとする。

2 任命権者は、前項に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から1年以上継続勤務し、任用の日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合、それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては別表第2の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数の年次有給休暇を与えるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、任期の定めが6月以下の会計年度任用職員に対して、当該会計年度において、別表第3の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる任期の区分ごとに定める日数の年次有給休暇を与えるものとする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数の年次有給休暇を与えるものとする。
- 4 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 5 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 6 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。
- 7 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該年の翌会計年度に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の特別休暇は、別表第4に定めるところによる。

- 2 パートタイム会計年度任用職員（月額により報酬の支給を受ける者に限る。）の特別休暇は、別表第5に定めるところによる。

- 3 前2項の特別休暇については、町長の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（勤務時間規則の準用）

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成8年規則第8号）第5条、第6条、第9条、第13条から第13条の3まで及び第15条から第18条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（月額により報酬の支給を受ける者に限る。）について準用する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(年次有給休暇の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、令和2年3月31日現在において、浜中町定数外職員取扱要綱（平成22年訓令第12号）第3条第3号(1)及び(3)に規定する臨時職員又は同要綱第4条に規定する嘱託職員、浜中町地域おこし協力隊設置要綱（平成29年訓令第13号）第4条の規定により任用された地域おこし協力隊、浜中町立学校学習支援員配置取扱要綱（平成26年教育委員会訓令第1号）第3条の規定により任用された学習支援員及び外国語活動指導助手派遣要綱（平成31年教育委員会訓令第1号）第3条の規定により任用された外国語活動指導助手として在職する者で令和2年4月1日以降会計年度任用職員として引き続き1年以上任用される者の年次有給休暇の日数は、令和5年3月31日までの間、次の各号に定める日数とする。

(1) フルタイム会計年度任用職員 20日

(2) パートタイム会計年度任用職員（月額により報酬の支給を受ける者に限る。） 14

日

別表第1（第4条関係）

1週間の勤務の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務の日数	217日以上	169日から216日 日まで	121日から168日 日まで	73日から120日 日まで	48日から72日 日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考：この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第2（第4条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から72 日まで
任用の日から起算1年	11日	8日	6日	4日	2日

した継続勤務日数	2年	12日	9日	6日	4日	2日
	3年	14日	10日	8日	5日	2日
	4年	16日	12日	9日	6日	3日
	5年	18日	13日	10日	6日	3日
	6年以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考：この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第3（第4条関係）

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
任期	5月を超え6月以下	6日	5日	4日	3日	2日
	4月を超え5月以下	5日	4日	3日	2日	1日
	3月を超え4月以下	4日	3日	2日	1日	1日
	2月を超え3月以下	3日	2日	1日	0日	0日
	1月を超え2月以下	2日	1日	0日	0日	0日
	1月以下	1日	0日	0日	0日	0日

備考：この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第4 フルタイム会計年度任用職員（第5条関係）

事由	期間	有給無給の別
1 病気休暇	その都度必要と認める期間	無給
2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通しや断又は隔離により勤務が不可能になった場合	上記に同じ。	有給
3 風、水、震、火災その他の非常災害に	上記に同じ。	有給

	よる交通しや断により勤務が不可能となった場合		
4	風、水、震、火災その他の天災、地変による職員の住居の滅失又は破壊の場合	1週間を超えない範囲においてその都度必要と認める期間	有給
5	その他交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認める期間	有給
6	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会及び官公署に出頭する場合でその勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	上記に同じ。	有給
7	選挙権その他公民としての権利を行使し、義務を履行する場合	上記に同じ。	有給
8	産前産後の休暇	分娩の予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあつては14週間)に当たる日から分娩の日後8週目に当るまでの期間において必要と認める期間	無給
9	妊娠通院の休暇	妊娠中の女子職員が、母子健康手帳の交付を受けてから分娩に至るまでの間において母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠7月まで 4週間に1日 妊娠8月から妊娠9月まで 2週間に1日 妊娠10月から分娩まで 1週間に1日	無給

10 妊娠障害の休暇	母子手帳の交付を受けた妊娠中の職員が妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認められる場合 14日以内	無給
11 生理休暇	女子職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合 1回につき、3日以内において必要と認める期間	無給
12 育児休暇	女子職員が生後満3年に達しない生児を育てる場合 1日2回それぞれ45分以内	無給
13 忌引の休暇	職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表2に定める期間内で必要と認める期間	有給
14 子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間（休暇の単位は、1日又は1時間とする。）	無給
15 介護休暇	要介護者の介護その他町長が定	無給

	める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間（休暇の単位は、1日又は1時間とする。）	
16 結婚の休暇	7日以内	有給
17 夏季休暇	一の年の7月から9月の期間内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	有給
18 ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のための勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間	無給
備考		
1 本表の期間の計算は、その期間中の週休日及び休日を含むものとする。（夏季休暇を除く。）		
2 葬祭、法要及び結婚のため遠隔地に赴く場合には、実際に要する往復日数を加算した日数とすることができる。		

別表第5 パートタイム会計年度任用職員（第5条関係）

事由	期間	有給無給の別
1 病気休暇	その都度必要と認める期間	無給

2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通しや断又は隔離により勤務が不可能になった場合	上記に同じ。	有給
3	風、水、震、火災その他の非常災害による交通しや断により勤務が不可能となった場合	上記に同じ。	有給
4	風、水、震、火災その他の天災、地変による職員の住居の滅失又は破壊の場合	1週間を超えない範囲においてその都度必要と認める期間	有給
5	その他交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認める期間	有給
6	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会及び官公署に出頭する場合でその勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	上記に同じ。	有給
7	選挙権その他公民としての権利を行使し、義務を履行する場合	上記に同じ。	有給
8	産前産後の休暇	分娩の予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては14週間)に当る日から分娩の日後8週目に当るまでの期間において必要と認める期間	無給
9	妊娠通院の休暇	妊娠中の女子職員が、母子健康手帳の交付を受けてから分娩に至るまでの間において母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠7月まで 4週間に1日	無給

	妊娠8月から妊娠9月まで 2週間に1日 妊娠10月から分娩まで 1週間に1日	
10 妊娠障害の休暇	母子手帳の交付を受けた妊娠中の職員が妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認められる場合 14日以内	無給
11 生理休暇	女子職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合 1回につき、3日以内において必要と認める期間	無給
12 育児休暇	女子職員が生後満3年に達しない生児を育てる場合 1日2回それぞれ45分以内	無給
13 忌引の休暇	職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表2に定める期間内で必要と認める期間	無給
14 子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合	無給

	にあつては、10日)の範囲内の期間(休暇の単位は、1日又は1時間とする。)	
15 介護休暇	要介護者の介護その他町長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間(休暇の単位は、1日又は1時間とする。)	無給
16 結婚の休暇	7日以内	無給
17 夏季休暇	一の年の7月から9月の期間内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	有給
18 ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のための勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間	無給
備考		
1 本表の期間の計算は、その期間中の週休日及び休日を含むものとする。(夏季休暇を除く。)		
2 葬祭、法要及び結婚のため遠隔地に赴く場合には、実際に要する往復日数を加算した日		

数とすることができる。